

消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の 基本的な方針（中間整理の具体化）のポイント

I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

- 転嫁拒否等に関する相談体制を整備
 - ・ 電話相談等に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置。
- 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備
 - ・ 独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置を講ずる。
 - － 消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図る。
 - － 転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外とする。
 - ・ 転嫁拒否等に関する調査等のための体制を整備
 - － 転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官（仮称）を置く。
 - － 相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築。その司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室（仮称）を設置。
 - ・ 事業者に対する転嫁状況に関する調査等を実施
- 税率引上げの半年前には、相談窓口や転嫁対策調査官（仮称）による調査等の行政運営を開始
 - ・ 来年4月には準備を開始できるよう関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。
- 便乗値上げ等への対応
 - ・ 価格動向の調査、監視を行うとともに電話相談窓口を設置。関係省庁間の連絡体制を整備。

II. 広報

- 政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動（パンフレット・ガイドライン等を作成・配布）や説明会等を実施

III. 公共料金

- 各公共料金に共通する基本的な考え方を来年4月までに整理・公表

IV. 価格表示に関する事項

- 総額表示に関する弾力的運用のあり方について検討

V. 税制上・予算上の措置等

- 政府調達に関して、税率引き上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映
- 予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化